

學界展望

商品生産と地主制をめぐる研究

— 明清社會經濟研究史の諸問題(一) —

本稿は、もと近藤秀樹の「清代研究への覺書」と一緒に掲載されるはずであつたが、編集上の都合から、この稿だけが、本號に掲載せられる事となつた。考察の對象を、表題に示した二つの問題に限定しているのが、他の多くのすぐれた社會經濟史的研究や、とりあげた諸研究のなかの他の有用な價值が、ここでは捨棄されなければならないかつた。この點、あらかじめ了解をえておきたいと思う。執筆にさいしては、近藤と若干の討議を行なつてゐるが、論旨についての最終的責任は、あくまで寺田が負うものである事、いうまでもない。なお、文中、敬稱はすべて省略させていただいた。

商品生産と地主制の問題

一

戦後における明清史の研究は、とりわけ社會經濟史の分野において、著るしい發展をとげた。それは、史實の考證において、方法論において、一段の飛躍をみせたにとどまらず、その問題意識において、戦前のそれとは決定的な相違を示しているという點において特徴的である。そこに設定された共通の主題は、明清時代における中國社會の歴史的性格を追求する事にあつて、研究は、商品生産の性格規定と地主と佃戸關係の問題を中心として展開されたという事が

出来る。そしてこうした戦後の新しい研究動向のあとづけは、すでに先學によつて何回か試みられている。たとえば、北村敬直・農村工業と佃戸制の展開—明清社會經濟史の諸問題—(戦後における社會經濟史學の發達「所收」)や、平凡社版「世界歴史事典」の史料篇(明代は藤井宏、清代は神田信夫・山根幸夫の執筆)、佐伯有一・日本の明清時代研究における商品生産評價をめぐる(「中國史の時代區分」所收)がそれであり、いずれも、執筆者自身の問題設定と方法によつて、個別研究が到達しえた理論的・實證的成果を整理し、將來への課題に言及したもので、すぐれた内容をもつ勞作であつた。いま、これらによつて戦後の研究史を學說史的に回顧すると、大凡そ次ぎのような研究動向を指摘する事が出来るであらう。

まず、戦後の新しい研究發展の直接の契機となつたのは、西嶋定生の、十六・七世紀における棉業を對象とする一連の研究であつて、そこでは、當時代の中國社會における商品生産の發達が檢證され、その歴史的性格が規定された。即ち、棉業の構造的分析を通じて、零細農民の副業的棉布生産が、高類地代と商業資本の支配の谷間のなかで成長しえなかつた事、つまり彼らが商品生産を契機としてつかみえたかもしれぬ利潤の蓄積、階級の上昇の可能性は、ほとんど絶望的であつた事、また、都市の專業者たる機戶も、政府の棉布收買を前提として成立する非獨立的經營であつた事などが論證され、それらは、近代化と資本制へ進むべき何らの契機をももたないものであつたと斷定された。

ついで、西嶋の研究では觸れられなかつた地主制の問題が、北村敬直・古島和雄によつて論じられた。北村は、明一代を通じて自作農の分解が行われ、郷居地主と佃戸關係が進展した事、郷居地主が

商品經濟の發展によつて階層分化をおこし、上昇した者は商業と結びついて城居地主⇋寄生地主化した事を論じ、古島は、江南の手作り小地主の經營を具體的に追求したのであるが、兩者は、いずれも地主の富農化を認めず、寄生化する傾向のあつた事を指摘するにとどまつた。

この西嶋・北村・古島らの諸研究は、戦後における研究の劃期的進歩を示すものとして、いわばその第一期的な位置を占めるものであつた。即ち、それらは先驅的な業績であり、明清社會經濟史の基本的問題の所在と解明の方向を明らかにしているが、更に、いずれも西歐の近代勢力の侵入に先立つ時代の中國社會の内部に自生的解體現象を認めて、中國に對する絶對的停滯論的理解への反論を用意しながら、そのなかに峻嚴な限界を設定して、解體現象そのものが、遂に近代化への主體的契機とはなりえなかつたとする點において、共通した性格をもつものであつた。

以上のような見解に對する批判の展開、即ち、中國社會にも微弱ながら近代化への契機乃至傾斜が存在した事を實證しようとする努力が、學說史の第二期の特徴をなしている。この時期には、藤井宏・波多野善大・里井彦七郎・佐伯有一・田中正俊・横山英らによる鹽業・鑛業・茶業・絹織業・商業の研究が續々として發表された。これと相前後して、中國の歴史學界においては、所謂資本主義の萌芽論争が華々しく展開され、その成果が傳えられて、研究者の關心をよんだのであつた。

第二期を形成する諸研究においては、鹽業・鑛業・絹織業・製絲業などの分野で問屋制的生産支配の存在が檢證され、西嶋への反證が提示されるとともに、前期的商業資本が封建的支配體制を弱體化

せしめ、資本制生産に移行する準備的前提としての役割を客觀的に果たした事などが明らかにされ、更に、個々の研究においては、事實上の賃労働や私的自營農の存在さえも指摘されたのである。

ところで、西嶋が棉業のなかにマニユファクチュアの存在はもちろん、問屋の前貸さえも認めなかつたのに對し、この時期の諸研究が、各産業において問屋制的生産支配の存在を實證した事は、學說史的にいつて、第二期の研究の特徴として指摘する事の出来る重要な視點ではあるが、問屋的生產そのものは、多くの場合、封建的諸關係の解體を示すものとしてのみ評價され、資本制的發展への起點をそこにみようとする者は少く、近代化への積極的な展望は保留されたばかりでなく、かえつて、窮極的にはその方向を否定するのが一般的立場であつた。したがつて、その意味からすれば、第二期の研究が到達した成果も、第一期の論理を完全に克服しえなかつたといふべきであらう。更に、この時期においては、全般的に土地問題への關心が薄く、北村や古島によつて提起された地主制の問題については、具體的な研究の發展を指摘する事は出来ないのである。

二

このような研究動向のあとづけをうけて、以下において論じようとするのは、これに續く時期の研究成果である。それは、具體的には一九五七年前後から現在六一年初頭までを含んでいるが、この時期を學說史的に一つの時期として區別する事の當否はともかくとして、前述のような戦後における研究史の劃期的發展の擔い手であつた人々にとつては、この期間は或る種の沈黙の時期であつたように思われる。少くとも表面上はそのようであつて、これらの人々の發言は必らずしも活潑ではなかつた。

これに對して、この時期に學界に登場した新人たちのなかで、最も注目すべき、異色ある議論を展開したのは、小山正明と重田徳であつた。その主題は、明代を奴隸制時代（この表現は或いは適當ではないかもしれないが、便宜的に、こうした表現を使わせてもらつた。）と規定し、中國における封建制の體制的確立期を明末清初の變革期より正確には清初におこうという大膽な試論の展開にあつて、明末清初の社會的變動のなかに、封建的諸關係の解體Ⅱ中國近代化への諸契機を検證する事をもつて主題とする戦後の研究史の方向とは、眞つ向から對立するものである。以下研究内容にそくしつつ、その主張を紹介しておきたいと思う。

まず、小山正明・明末清初の大土地所有—とくに江南デルタ地帯を中心にして—（史學雜誌六六編一二號・六七編一號 五七年二月—五八年一月）は、明代奴隸制説を裏付ける實證的研究であり、その學説の基幹ともいふべき位置を占めるものである。と同時に、かつて北村・古島によつてなされた地主制の研究成果を批判的に繼承し、獨自の見解を開陳する事によつて、永い學界の宿題となつてゐる明代社會の基礎的構造の解明に迫ろうとした意欲的な業績でもある。その基本的な考え方を、小山自身の言葉で要約すると次ぎのようになる。

『第一に、明代、とくにその前半期の手作地主經營は、その手作地および佃作地ともに、擬制的家族關係の下に隸屬せしめられた奴隸を主要勞働力とする家父長的奴隸制經營であつた。そして第二に、こうした家父長的奴隸制經營としての手作地主が「在地の具體的な土地利用」Ⅱ共同體規制の掌握者として現れてゐる條件の下では（これは古島・明末長江デルタに於ける地主經營・歴史學研究一

四八號五〇年一月）の考え方をうけつたものであるⅡ寺田）、農民層の分解Ⅱ土地集積は、この家父長的奴隸制的諸關係の再生産たる奴隸制の大土地所有に歸結した（この結論は古島の方と對立するもので、小山獨自の見解であるⅡ寺田）。第三に、明代中頃よりの農村手工業の商品生産化は、家父長制的奴隸制的隸屬の下にあつた佃戸の經營をして、自立單純再生産可能的の經營へとそれを成長せしめ（この點には疑義がある。というのは、そこでは農村手工業に關する西嶋らの結論が大體確認されているにもかかわらず、なお且つ、それが佃戸經營の上昇の契機とされているのは樂觀的にすぎるⅡ寺田）、このことは、その必然的結果として舊來の明代手作地主Ⅱ家父長的奴隸制經營を解體・變質させて、その掌握下にあつた「在地の具體的な土地利用」Ⅱ共同體規制は、佃戸を構成員とする佃戸相互間の地縁的結合たる共同體の機能に轉移し、この共同體の變質自體はまた、家父長的奴隸制經營としての明代手作地主掌握下の共同體規制をその存立の基礎とする、奴隸制の大土地所有の變質をも導くものであつた。』こうした過程をへて、明末清初以降このデルタ地帯に一般化する地主の存在形態としての城居地主（Ⅱ郷紳・大地主）が出現するが、彼らはその奴僕を胥吏に充當して、公的徵稅權と私的徵租權とを自らの下に統一する事によつて、佃戸に對する經濟外強制を可能ならしめるような條件をつくり出した。この事はつまり「地主に依存することなくしては再生産不可能な奴隸としての佃戸が、地主からは獨立して自立再生産可能的の農奴へと成長してきた客觀的條件に對する地主の對應・變質であり、こうした土地所有形態は、特殊中國的な封建的土地所有と言えるだろう。』

こうした議論の展開に對して、現在のところ、體系的な批判乃至

反論は發表されてはいないが、それが、學界の通説に對する大膽な挑戦であるかぎり、それに對する批判・反論は、史實の具體的な分析の上にたち、自身の理論的規定を提出するというかたちで行われるべきであり、近い將來において當然なされるであろうが、その考え方をより正しく理解するために、さしあたつて、次ぎのような疑問を提示しておく事は無駄ではないと思う。

それは、奴隸そのものに對する概念規定についてである。その場合、地主の手作地において奴隸による耕作が行われたとする事實は認めてよい。勞働力としての奴隸の使用は行われたであろう。しかし、限界規模以上の所有地Ⅱ佃作地の耕作者を、奴隸としての佃戸とする見解には、にわかに賛成するわけには行かない。それは何よりもまず、手作地の經營と佃作地の經營とが同じ平面で理解されている事への疑問となつてあらわれて来る。というのは、佃作地なるものは、手作地の範圍をこえて土地が集積され、その經營方式Ⅱいうところの奴隸制的生産様式では管理運営が出来なくなつた土地であり、そうした土地集積の結果として、その耕作者としての佃戸が出てくるのであつて、手作地と佃作地の經營が同質のものであるとするのは、論理的にいつてすでおかしい。そればかりではない。佃作地の耕作者を奴隸と規定するためにもちだされる論據、たとえば、「佃戸は多く佃僕と言われて肆に役使され、佃戸の婦女も地主の下に服役していた。そうして佃戸が死亡した時には、その妻或は子は賣拂われ、家賃は地主の所有に歸する場合もあつた。」「それ自體買賣の對象とされ、また他處への移住も許されず隨田轉賣され」などの徵證だけをもつてしては、それを奴隸と規定する決定的な要因とはならない。それらは農奴の身分的屬性としても認められる

べきものである。しかも、この奴隸としての佃戸のなかには「奴僕ではあるが主家より田地を興えられ、主家とは別の家屋に住み、一應獨立の家計を營むもの」もあつたとされているところよりすれば、それを奴隸とする事は一層困難であらう。更に、「地主とこの定着奴隸家族との收取關係は、徭役の徵收を中核として構成され、奴隸家族は佃租として收穫高の約半分を負擔する耕地と、地主手作地への無償耕作を割付けられ、しかもこの耕作地からの收穫の中、自己の手に残る部分を以てしては自立再生産が不可能なため、主家に對する奴隸的隷屬は依然として繼續される。そしてまたその耕地に對する耕作權を保持していなかつた。」と説明されているのに注目するならば、それは、明らかに農奴でなければならぬ。それをしも奴隸とするのならば、その佃租をどのように理解すればよいのか。奴隸の支拂う佃租などというものが、言葉の嚴密な概念として、本來ありうるものか、どうか。この事は、明代の手作地主の經營を奴隸制的生産關係とするその説の基本的前提をなす重要な視點であるように思うので、特に、より正確な見解を聞いておく必要がある。そして、この事と關連して、もう一つその考慮をわずらわすならば（いささか無いものねだりの感もなくはないが）、佃作地の耕作者を奴隸としての佃戸とみる立場が、仁井田陞による地主Ⅱ佃戸（農奴）關係の身分法的研究と、どのような關係にあるのか、この點についても、その考え方を聞いておきたいと思う。小山自身の反省として、「明代地主の支配的經營形態を奴隸制的土地所有と理解しようとするならば、宋代莊園を舊來の見解（主として周藤吉之の業績Ⅱ寺田）とは別個の角度から検討し直して、明代の奴隸制的土地所有と如何なる關係に立つかを明らかにせねばならないであ

ろう」と述べられているが、それはいうまでもないとして、それと同時に、仁井田の業績についても検討が加えられなければならないのではあるまいか。

三

小山の前記論文が下部構造の變化を實證しようとしたものであるとするならば、それによつて檢證された明末清初における生産關係の變化、つまり奴隸制的生産關係より封建制的生産關係への移行に對する國家權力の對應の仕方の問題をとりあげ、小山の方向を理論的に補強する事を目指したのが、重田徳・「地丁併徵」の歴史的意義への一視角（『東洋文化研究所紀要一五』）である。ただ、これはもともと同研究所の研究會（五七年五月三一日）における報告の要旨で、論文として發表されたものではないが、同じ趣旨の事は翌年一月三日、東洋史談話會の大會において、『明清時代における佃戸制の位置——地丁併徵を中心に——』と題して公表されており、筆者も多大の興味をもつて聞いた事を記憶している。

それらによると、ほぼ雍正年間を劃期として全國的に施行された税制改革としての地丁併徵は、明中期以來の賦役改革の歸結であり、その趣旨は丁銀（人丁税）の地銀（土地税）への繰り入れ、つまり、人頭税の最終的廢止と單一な地税としての地丁銀制の確立にあったが、この事を歴史的に表現するならば、隋唐の均田制Ⅱ律令體制下において、古代國家の收奪の基本的形態をなしたところの「徭役」、即ち、人身的直接支配の原則が、兩税法以後の過渡的形態をへて最終的に消滅し、純粹に土地所有を媒介とする收奪體系が成立した事を意味する。この政治過程に對應するものは、基礎過程における佃戸制Ⅱ基本的には土地の貸借を前提とする隷屬關係の展開で

あり、この關係を封建的關係と解するならば、地丁併徵の施行は、封建的原理が國家の收奪面に、したがつて國家權力の性格にまで貫徹した事を意味するものであつて、この時點をもつて、社會構成を規定する支配的ウクラードの轉換Ⅱ奴隸制より封建制Ⅱの一方の指標となしうるのではないかというのである。論理はまことに明快である。

しかしながら、この論理が論理として説得力をもつためには、少くとも次ぎの二點について明確な説明が必要である。その一は、人頭税が古代的支配體制の下にだけしかないのか、どうか。徭役そのものが人身的直接支配の體系として、それを古代國家に固有な收奪體系と理解してよいものか、どうか。それらは、中世的支配の表現として理解しても一向さしつかえないのであつて、その廢止もしくは消滅は、封建的體制的成立よりも、むしろその崩壊を意味するものとして評價されるべきではないかという點であり、その二は、こうした政治過程に對應するものとしての佃戸制が「基本的には土地の貸借を前提とする隷屬關係」と説明されているが、それは隷屬關係ではなくて、むしろ契約關係として理解すべき性質のものであつて、それは封建的關係ではなくて、より近代的な關係の成立を示すものではないかという點についての疑問である。要するに、小山の前記論文への疑問と同じ性質のものであつて、封建的體制的崩壊として理解されかねない現象が、その體制的成立を示す指標として論じられなければならない理由をただしておきたいと思う。

重田には、この他に、『清初における湖南米市場の一考察』（『東洋文化研究所紀要一〇 五六年十月』）があり、小山・重田による論文としては時期的に最も早く發表されたものであるが、そこでは、農

産物、特に米穀の流通面から、湖南における在地の市場構造の分析を媒介としながら、地主・佃戸關係の歴史的劃期の設定が試みられようとしている。

ところで、清初に封建制の體制的確立期をみいだそうとするその學說においては、封建的生産關係の展開・變化について、どのような事が考えられているのであろう。重田の前記論文は、恐らくは、そうした研究を進めるための基礎的作業であると思うが、西歐資本主義の進出によつておこつた經濟構造の變化については、すでに、小山正明・清末中國における外國綿製品の流入（近代中國研究四輯 六〇年七月）によつて、その見解が示されている。それは、ほぼ一八八〇年代以後の外國綿製品の流入の實態を明らかにしようとしたものであり、海關報告を中心とする膨大な資料のなかから導き出された結論は、次ぎのとおりである。

「この時期にあつても（外國製）綿布はほぼ中國全體を通じて都市を主要な消費者とし、廣大な農村地域では依然として手織土布が主要な衣料であつたのである。これに反し、綿糸は當初華南においてのみ用いられたものが、インド糸の出現とともに華北・東北地方、また四川など中國西部の、從來手織土布を他地方より輸入していた地域を始め、ほぼ中國全土の農村に急速に普及して土布生産の擴大發展を齎し、このことが、一方では外國綿布の農村地帯への浸透を防遏するとともに、他方、以前そうした地方に土布を輸出していた江南デルタ地帯・湖北南部地域産土布との間に競合關係を成立させ、これら舊來の土布生産中心地區への紡績糸の浸透を呼起すとともに、さらに農村の家内工業から織機と勞働力とを集中したマニファクチュア形成への方角を導き、明末清初に形づくられた舊中

國綿業の生産構造は、ここに大きな轉機を迎えることとなつたのである。」

そこで明らかにされた點は、一九世紀の八〇年代以後における外國綿製品流入の實態、及びそれにもなう中國内地の生産・流通機構の變化とであるが、更に、かかる基礎的條件の變化のなかに、農村家内手工業からマニファクチュア形成への契機をみだし、明末清初に形づくられた舊中國綿業の生産構造が、大きな轉機を迎える事となつたと指摘しているのは、重要な發言である。ただ、いうところの中國綿業におけるマニユの成立と展開の諸條件の詳細については、別に論文が用意されるとの事であるから批判はさしひかえるが、その發言は、戦後の研究史の方角とは、次ぎの二點において喰い違ひを示している。即ち、(一)明末清初に問屋制乃至マニユ的生産形態をみいだそうとし、また、みいだした從來の見解とは、年代的に大きなひらきが認められる事（これは、小山が清初をもつて封建制確立期とする以上當然おこる相違である）、(二)從來の研究方角が、中國社會の内部的發展のなかに、そうした生産關係の變化をもたらず契機を求めたのに對して、小山の場合には、外國綿糸の流入による土布生産擴大との競合關係、つまり、外國からの刺戟もしくは壓力のなかに、それが求められようとしているのではないかと思われる事、この二點である。

四

つぎに、戦後における研究史の方角を繼承する研究とその成果について、考察をすすめる事にする。

その場合、まず第一にあげられねばならないものは、佐伯有一・『明末の董氏の變—所謂「奴變」—の性格に關連して—』（東洋史研

究一六卷一號 五七年六月)である。それは、奴變の本質を究明しようとする展望をもつものであつて、萬曆二一―二四年に湖州を中心として、典型的な官僚的高利貸の寄生地主たる董氏及びその姻戚にあたる范氏と、民衆との間におこつた、不動産の不正取引に端を發する騒亂事件がとりあげられ、これに對する官憲の處分の内容が分析された結果、次ぎのような結論が導かれてゐる。即ち、これに参加して嚴罰に處せられた奴僕には、豪奴(別に紀綱の僕ともいい、主人の家計運営を専ら擔當し、自ら私有財産を蓄えて、讀書人として生活する能力と條件すらもちえたもの)と逆奴(社會的經濟的にその立場は弱く、私有財産をもたず、一般農民とさほど變らないもの)の別があつた事を見分け、「奴僕は、當時の社會において、支配層たる地主・高利貸・大商人から、直接生産者農民・工人・小商人、そして純粹の家内奴隸に至る様々の階層の存在形態をその内實として具有し」たのであつて、したがつて、「奴僕が奴僕身分の一代限りの解放を叫んで暴力に訴えたところの奴變は、果して奴僕が奴僕身分一般―債務奴隸の身分一般に反撥してのみ惹きおこされたと考えることが出来るだろうか」という疑問を抱かざるを得なくなつてくる。」つまり、豪奴は「たとい彼らが主觀的には奴僕身分に抵抗を感じていたとしても、自己が内實に持つてゐる地主・高利貸・特權的商業資本の性格と自己矛盾するほどの行動に踏切ることは一般的には期待し得ない」のであり、「下層の奴僕は、むしろ奴僕身分を有しないにもかかわらず、實質的には奴僕下層と同様の存在形態にある佃農・手工業職人・小商人たちとこそ、より共通の利害を持つ」のである。

佐伯が積極的に主張するのは、一應ここまでである。そこでは、

奴僕層の社會的存在形態が明らかにされて、明末清初の社會構造の基本的性格を規定する手掛りを提供しているが、更に、董氏の變に介在した佃農の存在形態と關連して、彼らに對する豪奴の搾取があつた事、それが佃農の實力向上を阻止する條件となつたのではないか、などの諸點が指摘されていて、すこぶる示唆的である。そしてこれらの指摘は、小山をも含めて、從來の「抗租・奴變」に關する理解と評價に對して、再考をうながす契機となるであらう。一例をあげるならば、抗租運動を、佃農における商品生産の採用による實力のたかまりを示すものとして、もしくは、城居地主の成立による佃戸支配の後退のあらわれとして評價する見解は、佐伯のいうように、豪奴による佃農の搾取がありとするならば、かかる經濟的強制の機構を如何に排除して、それはおこりえたのであるか、その條件を示さなければならぬのである。

ついで、北村敬直は、その地主制研究の主題を、地主の個別・具體的存在形態の分野にうつして、寧都の魏氏―清初地主の一例―(經濟學年報八・九集 五七年三月―五八年三月)を發表した。それは、先進經濟地帯からはなれた江西省贛州府寧都縣の郷紳たる魏氏の、明清鼎革と三藩の亂という二大動亂期をつうじての四世代にわたる變遷を、その三回の資産均分の實態、下級郷紳としての族的生き方、地主に對抗する勢力としての「田賊」の動きなどを中心にすえつつ考察したものであつて、そこでは、宗族制と財産均分制が矛盾なく併存するか、下級郷紳の収入源は何か、「田賊」の歴史的位置など、新しい重要な問題點の存在が指摘された。特に、資産均分の問題は、その事實の存在は知られていても、從來の研究においては、具體的にそれに觸れる事はほとんどなかつたにも

かわらず、ここでは、その最も主要な論點の一つとして、それが積極的にとりあげられている點に注目する必要があると思う。しかし、この研究のもつ新しさは、この點にとどまるものではない。即ち、それは、北村の志すケース・スタディの一つの試みであつて、更に多くの地主の具體例について論じ、「それを幾つかのタイプに分類し、各タイプの特徴をつかんだ上で、もう一度、全體として綜合する」という研究方法自體の新しさであつて、別の幾つかの具體例をそろえての積極的な發言が期待されるのである。

ところで、農家經濟についていうならば、それは、地主と佃戸の問題とも関連し、更に、商品生産の構造分析にもつながりをもつ問題であるから、西嶋以來常に論議されて來た主題である。寺田隆信・『明代蘇州平野の農家經濟について』（東洋史研究一六卷一號 五七年六月）も、その一つである。それは、基本的經濟地帶たる蘇州平野の農村經濟の概略と、その變貌の過程を明らかにしつつ、副業經營（棉業・絹業）の發展する基盤と條件を探らうとしたものであるが、現象の史料的記述に終始して、獨自の論旨を展開するには至っていない。特に北村・古島の地主制研究のねらいが消化されておらず、基本的階級關係としての地主と佃戸關係が現象分析の中心の視角にすえられず、したがつて、農家經濟そのものが、一般的且つ史料的に論じられるにとどまつた事は、その方法論における根本的缺陷として指摘されなければならない。

これと同じ問題は、片岡芝子・『明末清初の華北における農家經營』（社會經濟史學二五卷・二・三號 五九年六月）によつても論じられてゐる。それは、從來の研究がほとんど江南地方を對象とした事を不満とし、中國社會の經濟的全體構造を統一的に把握するため

の前提的基礎作業の一つとして、華北（山東・河北・河南）地方における土地所有と商品生産の性格を論じたものであつて、問題接近の發想自體はまことに貴重である。ただ、主として史料の制約によつて、問題が個別的・抽象的に論じられてゐる傾向もあるが、その結論は獨自のものである。即ち、結論として、「後進地帯に屬する華北において、中小土地所有者の農業經營が富農的發展の方向を示していたこと、および農村綿織物業の發展が農業から分離した専門的生産者を生み出している事實」を指摘しているのは、從來の研究成果が、ともすれば、そうした方向を否認しがちであつたのは、全く對照的であるといわなければならない。しかしながら、獨自の見解であるとはいえ、この結論をそのまま承認する事は、恐らくは樂觀的にすぎるであらう。それは、一應の可能性としては認めえても、可能性が必然性となるためには、更に、個々の問題に對するより具體的な論證を必要とする。たとえば、在村地主の寄生化について、商業資本との關係について、政治的收奪の問題について、そして何よりも、こうしたものの支配下における、いうところの零細自作農の再生産機構と、それに規定される階層分化の方向と程度について、である。

ついで、土地制度についての研究をとりあげると、當代における最も基礎的な問題であるにもかかわらず、それは、多くの場合、一應自明の事として深くは追求されなかつた。森正夫・『明初江南の官田について（上）——蘇州・松江二府におけるその具體像——』（東洋史研究一九卷三號 六〇年二月）は、こうした態度に對する反省を要求する。即ち、江南地方を主對象として進められた戦後の研究史では、所謂官田について、一應常識的に、その税額を私租と等

しいものと規定し、それがこの地方の農業經營に課した苛酷な政治的收奪を強調し、ここに農民層の分解を促進する主要な契機をみるのが一般的傾向であるが、そうした見解が妥當性をもつためには、官田制度についてのより具體的な研究過程がふまねばならないとして、明初―洪武年間における蘇・松二府の官田がまずとり扱われた。その結論によると、官田の租は從來考えられていたほど重いものではなく、しかも、官田耕作者には徭役勞働が免除乃至軽減されていたので、政治的收奪そのものは、耕作者に對してそれほど重くはなかつたのではないか、という。

森のこの主張は、具體的な數字の提示によつて、一應客觀的であり、その點については、戦後の研究史の方向を反省させる契機となるに違いない。しかし、土地のなう負擔が重かつたとか、輕かつたとかいうのは、いわば、相對的な問題であつて、具體的な再生産構造のなかで、それがどのように作用するかが、根本的な問題として問われなければならないのであつて、この點については、續編のなかで觸れられるとの事であるから、それについての批評は留保しておく。

最後に、棉業と商業資本の問題について。寺田隆信・蘇松地方における都市の棉業商人について（『史林』四一巻六號 五八年一月）はこの問題を扱っているが、その方向は、西嶋に對して波多野善大が提出した批判（『中國史把握の前進―西嶋定生氏の研究成果について―』、歴史學研究二三九號 四九年五月）の線にそつて、棉布生産において商人の生産者支配―問屋制前貸が出現していた事を史料的に檢證し、その最も大規模なものとして、蘇州の字號をあげ、ついでその機能を解説する事にあつた。更に、藤井宏もまた、

『明代松江棉業の基本構造』（『東洋史談話會大會における研究報告 五九年十一月』）において、西嶋の見解に反論を加え、農村紡織業は單なる副業以上の意義をもち、都市の織布業者―機戶も廣範な販路を背景とする自律的地盤を有していたと述べた。

このように、棉業の研究は、西嶋の明らかにした事實を出發點とし、新たな史實の檢證とその解釋について、或る程度の進展をみせたという事が出来るかも知れない。しかしそれは、特に寺田の場合にそうであるが、單なる史料の提出、問屋制生産の事實を示したものと解釋出来る可能性のある史料の並列的提示におわり、それが成立しうる條件の出現を論ずるという理論的側面からの追求を缺いている點は、根本的な弱點であるといわなければならない。そして、こうした研究方法の反省、ひいては第二期の諸業績をも含めての反省として、次ぎのような事がいいうであらう。

即ち、十六・七世紀、及びそれ以後の中國、殊に長江下流のデルタ地帯においては、問屋の生産、マニユ生産など、資本主義的商品生産の初期的・萌芽的段階を示す事例をみいだす事は、さほど困難ではないが、問題は、單なる事例の發見・提示にとどまつていては、研究の發展はありえないという事である。そうした事例が、中國社會のどのような歴史的發展を背景として生みだされ、また、それがどのような社會的分業・市場構造の上に存在したかという發展的乃至構造的解明がともなわなにかぎり、西嶋の論理と業績を克服した事にはならないのである。

なお、寺田が前記論文で、字號の支配下にあつた端坊の經營形態をマニユファクチュアとして把握しようとした點については、横山英が、新しい史料の分析にもとづいて批判を加えた。（『清代にお

ける蹄布業の經營形態上、東洋史研究一九卷三號 六〇年一二月)

五

以上によつて、與えられた範圍での研究成果のあとづけをおわる。そのあとをいま一度回顧して、なおのこされた問題點の整理という作業が最後に要請されなければならないが、そのまゝに、吉川幸次郎の二つの論文を紹介しておきたいと思う。評傳沈石田―市民的教養人の系譜―(朝日ジャーナル 六〇年四月二四、五月一、八日號)と、李夢陽の一側面―古文辭の庶民性―(立命館文學 一八〇號 六〇年七月)とである。いうまでもない事ではあるが、それらは、社會經濟史的立場において書かれたものではないし、さきに述べたような問題解明への志向をもつものでもない。しかしそれら、殊に前者は、その姿勢において、明らかに戦後の研究史のそれと共通する一面をもつにとどまらず、明代中期の蘇州近郊の一地主の傳記を書く事によつて、積極的に討論の材料を提供するとともに、そのなかで、その見解が注目され批判される事を期待している。内容にそくしているならば、沈石田は郷居在村地主の實例として、地主制の研究と關係すると同時に、在村地主に對する理解を、より具體的に、より豊富にして、研究の進展に貢獻するものをもつていふように思われる。

與えられた枚數がつきたので、今後の問題を走り書きする。

さて、最近の數年間に於ける研究の成果を、以上のように評價するならば、それは、必らずしも内容豊富であつたとはいえないであらう。個々の史實の檢證においては、ある程度の進展をみたのは事實であり、また、地域別研究が從來の枠をやぶつて經濟的後進地帯へと擴がりをみせたのも、具體的な成果の一つに數えられるべ

きである。しかし、それにもかかわらず、明清社會經濟史の全體的な理解という點については、それほどの進歩があつたとはいえないのが實狀ではないだろうか。殊に、社會の基本的構造の解明、具體的には、土地所有のあり方と地域差の檢討、その解體の方向と程度と質、佃戸層の再生産構造と封建的生産關係の發展と解體の問題などを、眞正面からとりあげようとした研究がほとんどなかつた事によつて、その感じが一層強い。それらは、いつてみれば、研究史の基本的主題であつて、その解明の程度如何は、他の分野における研究の發展を大きく規制する。近い將來において、この問題が積極的に論議され、社會經濟史の理解が更に前進する事を期待しなければならぬ。そしてこの場合には、それが「明末清初」という時代的枠のなかで自己完結的に論じられるのではなくて、近代史把握への直接的前提條件を探ぐるといふ積極的な問題視角がとられるべきであるが、その理由は、恐らく詳述する必要はないであらう。

最後に、小山・重田の業績についていうならば、それは、彼ら自身も認めているとおり、今後ひきつづいて檢證されなければならない假説である。そのためには、筆者の提出した疑問をも含めて、より多くの批判に答えなければならない事、いうまでもないが、そうした過程をへて、問題は更に一段と掘りさげられるに違いない。

以上で稿をおえたいと思うが、引用した各論文の内容の理解と紹介において、あるいは誤りがあつたのではないか、この點についての危惧は大きい。もし誤りがあれば、筆者の不明を、各執筆者及び讀者にむかつてお詫びしたい。寛恕をお願いする。

(一九六一・二・六 寺田隆信)